**平成２２年（フ）第３３２号**
埼玉県越谷市登戸町40番47号　第二明徳団地922
債務者　菊池　玲子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第３３６号**
埼玉県春日部市東中野706番地１
債務者　中村　静保
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第３４４号**
埼玉県越谷市千間台西３丁目４番地　パークタウン４―101
債務者　宮下　芳男
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第３４５号**
埼玉県越谷市千間台西３丁目４番地　パークタウン４―101
債務者　宮下　浩子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第１８２号**
静岡県駿東郡長泉町竹原３番地の１　セジュール31―203号、前住所静岡県富士市伝法2545番地の３
債務者　水谷　広幸
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２２年（フ）第２７６号**
静岡県伊豆の国市長岡４番地　椙山方
債務者　鈴木亜由美
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２２年（フ）第２５５号**
広島県福山市春日町浦上2032番地　アドバンスカスガ101
債務者　飯山　洋介
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第２８０号**
愛知県一宮市今伊勢町宮後字郷東８番地　宮後マンションＡ―105号
債務者　岡田富士雄こと　公　　秉煥
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第１５４６号**
福岡県古賀市天神１丁目11番19―702号
債務者　福原　裕史
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第４８５号**
川崎市川崎区池田１丁目２番５号　セイントパレス鶴見市場305
債務者　ヤルレケ　トレド　ホセ　フェルナンド
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１３３号**
栃木県佐野市新吉水町500番地　Ｂ―３
債務者　西原　玲子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２２年（フ）第１３５号**
栃木県足利市利保町１丁目２番地１　県営新山団地833号
債務者　佐藤　信幸
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２２年（フ）第１５４２号**
横浜市中区山下町256番地　ヴィルヌーブタワー横浜・関内210号室、申立時の住所横浜市中区長者町９丁目172番地１　エザース長者203号室
債務者　渡邉絵美子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１６１０号**
神奈川県藤沢市南藤沢11番14―702号
債務者　飯島　　栄
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１６３７号**
神奈川県鎌倉市大船６丁目５番55号　イーストＩ205号室
債務者　石田　和憲
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１６５８号**
横浜市泉区和泉町2024番地13　セピアモリ101号室
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部